

基安安発 1114 第 7 号
平成 25 年 11 月 14 日

都道府県労働局労働基準部安全主務課長 殿

労働基準局安全衛生部
安 全 課 長
(契 印 省 略)

無災害記録証授与内規の適切な掲載について

標記内規については、昭和 27 年 10 月 18 日付け労働省基発第 732 号の 2 に
より制定され、それ以来、事業場の安全水準の向上に効果を収めてきたところ
であるが、今般、一部の都道府県労働局のホームページに掲載されている無災
害記録証授与内規の記録時間数に誤りがあることが判明したため、内規の掲載、
公表においては注意されたい。

なお、既に誤った記録時間数に基づいて記録証を授与した事案がある場合は、
安全課業務班まで連絡されたい。

記

1 事案の概要

平成元年 11 月 28 日付基発第 623 号「無災害記録証授与内規の改正について」
において、記録時間数について定められたところであるが、「安全衛生年鑑（発
行：中央労働災害防止協会）」において誤った記録時間数が記載され、誤った記
録時間数を記載した表を一部の都道府県労働局のホームページにおいて掲載し
てきたもの。

2 正誤表

(別表 1)

記録時間(単位:万時間)		記録を起算した年月			
業種	労働者数	平成元年4月以降			
		誤		正	
		100人未満	100人以上	100人未満	100人以上
ゴルフ場業		100	190	160	330

(別表 2)

記録時間(単位:万時間) 業種		記録を起算した年月			
		昭和62年4月～平成元年3月			
労働者数		誤		正	
		100人未満	100人以上	100人未満	100人以上
一般乗合旅客自動車運送業		220	290	220	270

(別表 4)

記録時間(単位:万時間) 業種		記録を起算した年月	
		昭和50年4月～昭和58年3月	
労働者数		誤	正
貨物運送取扱業		10	100

(別表 5)

記録時間(単位:万時間) 業種		記録を起算した年月	
		昭和30年5月～昭和30年10月	
労働者数		誤	正
管工事業		15(130)	65(130)

(注) () は無期の事業の場合

記録時間(単位:万時間) 業種		記録を起算した年月	
		昭和30年11月～昭和31年4月	
労働者数		誤	正
建築用金属製品製造業		70	40

記録時間(単位:万時間) 業種		記録を起算した年月	
		昭和32年5月～昭和33年4月	
労働者数		誤	正
運送取扱業		35	40

(別表 5)

記録時間(単位:万時間)		記録を起算した年月	
業種	労働者数	昭和33年5月～昭和35年4月	
		誤	正
		260	300
開閉装置・配電盤及び電力制御装置製造業			
運送取扱業		80	40

記録時間(単位:万時間)		記録を起算した年月	
		昭和35年5月～昭和39年4月	
業種	労働者数	誤	正
		80	50
運送取扱業			

記録時間(単位:万時間)		記録を起算した年月	
業種	労働者数	昭和39年5月～昭和43年9月	
		誤	正
	運送取扱業		80

記録時間(単位:万時間)		記録を起算した年月	
業種	労働者数	昭和43年10月～昭和50年3月	
		誤	正
		75	70
地下鉄道建設事業			

※「安全衛生年鑑（平成 17 年版）」と平成元年 11 月 28 日付基発 623 号別表 1～5 を確認した。

(担当) 安全課 業務班

電話：03-5253-1111

(内線 5482)